

文化講演会

江戸～明治初期に日中交流を支えた「唐通事」を知る

# 長崎唐通事と近代日本

主催：認定 NPO 法人東京都日本中国友好協会

■日 時： 2018 年 3 月 3 日(土曜日) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

■場 所： 学校法人 文化学園 7 階 C-701 号室

東京都渋谷区代々木 3 丁目 22-1 JR 新宿駅南口 徒歩 10 分 (国道 20 号線沿い)

■定 員： 120 名

参加費： 一般 1,500 円、学生 500 円

鎖国の江戸時代において中国（清）とオランダとの交易窓口であった長崎に置かれた通訳を唐通事、オランダ通詞という。幕府の役職であった。対清、対蘭貿易のみならず交易全般を司り、現地の唐人の身辺処理やキリシタン取締も行った。また幕末から明治初期には対外交渉の最前線に立ち、明治政府の外交には大きく貢献した。同時に外国語教育の一端を担い、中国語だけでなく、英語、フランス語などの教育にも従事した。今回の講演会は明治 150 年を記念し、日中平和友好条約締結 40 周年の節目の年に唐通事について知り、その子孫の話、当時の貴重な写真を観て、中国との交流の原点を学びたい。また、1872（明治 5）年 7 月、横浜港で発生したペルー船・マリア＝ルース号での清国奴隷（苦力）の解放を行った日本初の国際裁判についてについても触れる。

## 講師紹介：

**平井靖人氏** 唐通事平井家 13 代目 東京都日中友好協会 理事

長崎唐通事の由来から消滅迄 日本国内にての初めての国際裁判になったマリア・ルース号事件における唐通事の子孫の活躍及び事件の紹介、唐通事 18 代目官梅洋子氏及び母親の官梅恵子氏の紹介

**何 俊郎氏** 唐通事・何家 12 代目

何家 9 代目何禮之が明治 4 年 11 月 28 日に「不平等条約の改正を目指す為日本から欧米へ出発した「岩倉使節団」に一等書記官として随行した時の日記からの世に知られてない事の発表。

**高橋信一氏** 古写真研究者 工学博士・元慶應大学准教授、西東京日中友好協会特任顧問。

明治政府の草創期に通事の子孫が活躍した人達の肖像写真及び履歴事項の説明、と当時の元勲達の肖像写真の紹介 他

■申込先：東京都日中友好協会 千代田区神田錦町 1-4 ☎03-3295-8241

FAX03-3295-8255 HP アドレス <http://www.jcfa-tyo.net/>

~~~~~参加申込書~~~~~

◇お名前. \_\_\_\_\_

◇ご住所. \_\_\_\_\_

◇連絡先. \_\_\_\_\_ メールアドレス \_\_\_\_\_

## 唐通事（とうつうじ）とは、

江戸時代の長崎や薩摩藩、琉球王国などに置かれていた中国語の通訳のこと。長崎においては、慶長9年（1604年）に在留明人の馮六官を唐通事に任じたのが初例とされ、以後日本語の出来る在留中国人とその子孫が一子相伝を原則として任じられた。唐通事は一般的には通訳業務を行うものを指すが、広義では他国を担当する通事やキリシタン取締、唐人の身辺処理などを行う日本人・中国人の担当官を広く含む場合があった。初期の定員は不明だが、寛文12年（1672年）当時は大通事4人・小通事5人が定員で定員外として稽古通事として見習いが数名置かれた。その後、特に海舶互市新例によって信牌交付業務などが追加され、貿易品の価値鑑定など貿易統制への関与など、職務の拡大とともに定数が増やされ、文政7年（1824年）には82名に達した。また、現地の唐人社会においては指導的役割を果たし、唐僧招聘や唐人の監視・統制などの役割を果たし、更に直接貿易に携わる者も存在した。宝暦元年（1751年）には唐通事会所が設置された。明治新政府において外交や中国語等の教育分野で活躍した平井希昌、何礼之や鄭永寧らは、幕末期の長崎唐通事の出身である。琉球においては、中国王朝との冊封関係が存在したために、中国系の人々の集落である久米村出身者を通事とし、更に中国の国子監に留学させた。彼らは福州の琉球館に配属されたり（在留通事）、進貢使に随従する都通事などに任じられた他、後には通事出身者が進貢使に任じられる例もあった。

## マリア＝ルース号事件 とは、

1872（明治5）年7月、横浜港に入港したペルー船マリア＝ルース号から一人の中国人が脱走して日本側に保護され、虐待されていると訴えた。マリア＝ルース号は、ポルトガル領のマカオから中国人を苦力（クーリー）として雇い、ペルーに向かう途中、修理のため横浜に入港したものであり、中国人は実質的には奴隷として扱われ、虐待されていることが判明した。苦力とは、金銭的な契約で新大陸に移民としてわたる契約を結んだものであるが、事実上は人身売買であり、彼らは奴隷の待遇を受けていた。

日本政府は、マリア＝ルース号の出港を禁止し、船長を訴追、神奈川県権令・大江卓は中国人に対する虐待を有罪とした。マリア＝ルース号船長と移民業者は中国人に契約履行を求め提訴したが、大江卓は奴隷輸出契約は公序良俗に反するとして請求を却下した。ペルーは、日本の措置を国際法に違反するとして、真っ向から対立した。両国は交渉の結果、73年にロシア皇帝アレクサンドル2世を裁判官とする仲裁裁判に付託することで合意し、75年にアレクサンドル2世は日本側の主張を認める裁定を下し、決着した。



江戸時代 長崎出島長崎港図に描かれた出島及び唐人屋敷（左）

：シーボルト著「NIPPON」より